

戦後韓国の家族制度と同姓不婚

崔 龍 基

現行韓国民法典の成立にいたる経緯や同法典における家族法の社会学的特徴などについては、拙稿「韓国民法典と同族共同体」⁽¹⁾において発表したとおりである。同法典が施行されて約四半世紀の間に、韓国では政治経済社会の諸部門において著しい変化が起きた。特に近代化政策の推進は経済的変革をもたらし、それに伴う社会的変質は、伝統的家族制度を根本的に揺がせた。本稿においては紙数の関係もあって、極めて簡略ながら、その後の韓国家族制度の変質、特に戸主制度の形骸化、不易とされた同姓不婚制の亀裂、増加する離婚の三点について考察を試みたい。

一 戸主制度の形骸化

伝統的戸主権は、家父長制家族制度という社会的基盤に支えられて、その権威が保持されていたのであるが、前述の如き経済的及社会的変化に伴ういくつかの要因によって次第にその権威は失墜し、今日においては単なる戸籍簿上

の筆頭者の地位でしかない。

まず第一の要因は、一九六二年の民法一部改正によって法定分家制度が採用され、長男以外の男子は婚姻と同時に分籍分家するようになったことである。従来は二三男以下の者が婚姻した場合、分家するのが建前ではあるが、一応は戸主の同意を要したのであった。ところが法定分家制度の採用によって、もはや分家に際しての戸主権の作用はなくなつたのである。

第二の要因は、同年の人口抑制政策による「家族計画事業」の推進によって出産児が減少⁽²⁾し、従来の大家族制の崩壊が始つたことである。韓国人口保健研究院の調査によると、二人以下の子供をもつ婦人の避妊施術率は一九七三年には八割であったが、七九年には三三割、八三年には四一割と伸びてきており、この結果八〇年代になって独り子家庭が急増し、全家庭の約一八割を占めるようになった。

第三の要因は、一九六〇年代後半からの韓国の近代化政

策の推進によって、従来の大家族から核家族への移行である。近代化政策は伝統的な韓国の農耕社会を近代産業社会へと急激な転換をなさしめた。この結果農村の労働力を各種企業で吸収するようになるや、農村における二三男はいうまでもなく、家を守るべき長男までもが企業体のある都市周辺に集中するようになった。

そもそも伝統的戸主権の発動は、生産手段である農耕地を所有することによって家族を扶養し、その経済力でもって家族員を統轄するところであった。ところが今日においては労働力を有する子女は産業社会の一構成員に組み入れられることによって、各々自活が可能となり、既婚者も自力で自分の家族を扶養することができるようになった。すなわち多くの場合、家族員はもはや戸主たる父や祖父の経済力の庇護を受けるようなことがなくなつたばかりでなく、かえって現金収入の少ない農村経済を給金の一部などで支援するようになった。家族員が少なくとも経済的に自立するようになれば、ここにも伝統的な戸主権のよつてたつところがなくつたのである。

第四の要因としては婚姻形態の変容である。すなわち婚姻適令期の男女の婚姻に対する意識の変化である。韓国における伝統的な婚姻の締結は、婚姻当事者の意思とは関係なく、主婚者と称せられる戸主の意思によって決定された。

この思想は韓国民法制定当時においても支配的であつた。同法第八〇八条において「男子二七才、女子二三才未満の者の婚姻は父母の同意を要す」としたところからもそれが伺える。この条項が一九七七年に「未成年者の婚姻にのみ父母の同意を要する」と改正されることによって、少なくとも法律上は従来に比して婚姻に際しての父母や戸主の干渉が少なくなつた。

それと並行して近代化政策の推進による各種産業の発達、農村の若い男女の労働力を必要とし、職場においての異性間の接触頻度は農村社会の場合に比べてはるかに高く、それによる恋愛婚が増加したのも自然のなりゆきであつた。一九六〇年代までの韓国における婚姻形態は仲人婚が圧倒的であつたが、一九七〇年代後半からは前述の如き客観的条件の変化もあつて、仲人婚は恋愛婚へとその立場を逆にするようになった。いうまでもなく恋愛婚とは婚姻当事者の意思による婚姻であるだけに、ここにおいてもやはり戸主権の介入する余地がなくなつたのである。

二 同姓不婚制の亀裂

韓国民法典に同姓不婚制が採用された経緯については拙稿を参照されたい。³⁾一九六〇年同法が施行されてすでに四半世紀を経過しているが、同法の特徴の一つである同姓不

婚制は如何なる試練を経、どのような変容をきたしたのであろうか。同姓不婚制撤廃を求める運動は立法当時から展開され今日まで続けられているが、その主動的な役割をなしているのが常に女性たちであるところに問題解決の遅延と特徴があるといえる。しかしこのような女性たちの根強い運動と多くの家族法改正論者たちの協力によって、遂に一九七七年二月「婚姻に関する特例法」を成立させた。これによって李朝期以来韓国家族法の根幹をなしていた同姓不婚制の牙城の一角にとうとう楔が打込まれた形となった。ここにそれまでの経過の主なるものを取上げてみることにしよう。

一九六二年には韓国における七つの女性団体が連合して、当時の国家再建最高会議に家族法の改正を促す建議書を出したが、これは取上げられなかった。七〇年に韓国女性団体協議会が主体となって、家族計画問題と併せて家族法改正のための研究に着手、七三年には「汎女性家族法改正促進会」を結成し、同姓不婚制撤廃を含めた女権伸長を盛込んだ家族法改正の国民運動を展開する。この運動に歩調を合せるように、同年五月ソウル民事地方法院において、「同姓同本の者どうしであっても血族でない場合は婚姻届を受理せよ」との判決がなされ、司法界においても同姓不婚制にたいする従来の固定観念が揺ぎ始めたのである。

このような女性たちの運動や司法界における動向を無視できなくなった当時の政府与党である民主共和党は、「女権伸長問題研究委員会」なるものを党政政策委員会の附設機関として常設し、世論に迎合するようなゼスチャーを示していたが、党内における時機尚早だという強硬論におされ、同委員会には有名無実になってしまった。七四年には「汎女性家族法改正促進会」の会長でもある与党共和党所属の李鍾淑議員が中心になって、同会作成になる「民法改正案及理由書」を国会に提出したが、審議すら経ないで廃案となる。七五年、奇しくも国際婦人年に際し、与野党の女性議員二〇余名が中心となって、前年の「民法改正案」を再度国会に提出したのであるが、男性議員が圧倒的多数を占める国会では、真摯な審議を試みようともせずいたずらに時間の流れるのを待つという状況であった。

このような情勢のさなかの七七年二月、韓国国会議事堂に隣接する高層ホテルから若い男女の投身心中事件が起きた。二人は「同姓同本なるが故に結婚してはならないという父母の反対でやむを得ず死を選びます。死ぬことは少しも恐くありませんが、かえって生きながら別れる方がより恐いのです」という遺書を残しての自殺であった。この事件が多く議論機関によって報道されるや、同姓不婚制の是非についての世論が沸騰した。ときを同じくして、「韓

国家庭法律相談所」においても「同姓不婚制撤廃を求める署名運動」を展開し、これをまとめて国会に請願書を提出した。

このような世論の動向を察知した政府与党は、七七年二月「家族法改正案の内容を整理し、戸主制度及同姓同本婚禁止等の撤廃問題については触れることなく、現行法第八〇九条に違反して同姓同本婚をした者たちは、特別法を制定してこれを救済する方針である」と発表、同月一五日には与党の民主共和党と維政会の共同提案による「婚姻に関する特例法案」が国会に提出され、同月一七日国会本会議において可決成立された。前述の如く同姓不婚制撤廃を含めた「民法改正案」が国会に提出されているにもかかわらず、政府与党はいうまでもなく野党においてすら、これについて真剣に審議しようとする態度すらなく、一時的な世論への彌縫策として「婚姻に関する特例法」なるものを成立させたのであった。

さて、ここにおいて「特例法」の内容について触れておきたい。僅か四ヶ条からなる同法の内容の第一点は、同姓同本の者は婚姻することができないと定めた、韓国民法第八〇九条一項に違反する事実婚の場合であっても、婚姻届をなしうるとし、第二点は、届出の期間を一九七八年一月一日から同年一二月末日までの一ヶ年にするという時限立

法であった。

同法の施行によって、一九七八年の一ヶ年間に受理された婚姻届は全国で四、二二三件であった。同法が成立するまでに報道機関や学者及国会審議過程において推測された同姓同本婚の数は、全国で二〇万組乃至三〇万組はあるだろうと推測されていたのである。ところが実際に届出がなされたのは推測数の二%位しかならない四、二二三件しかなかった。この数字が推測よりはるかに少なかった原因は、政府による公報活動の不足、戸籍事務取扱職員の無知、拭いきれない当事者の羞恥心などがあげられるが、最大の要因はこの問題について政府が極めて消極的であったところにある。

「特例法」によって救済されたのは僅か四、二二三組であるが、その後の諸事情はどのように推移したのだろうか。「特例法」を審議した当時の維政会所属の某議員の「女の人達が出しゃばりすぎるから家族法改正案の対策として特例法を成立させた」という発言や、与党民主正義党の李載潁代表委員の「政府も党も同姓同本婚を許す計画はない。数年前に四、二〇〇余組の同姓同本婚を救済したことがあ

るが、いまだに同姓同本婚の状態にある人達が多数いるとすれば、もう一度救済する措置が望まれる」との言明、成均館と儒道会本部の「同姓同本婚の禁止が社会発展の障害

要因であるとするのは、わが伝統文化を顛覆させようとする行為である。儒林は民族国家の倫理的退化を防衛し、国民道徳を確立するために「蹶起する」という宣言などによってもわかるように、同姓不婚制撤廃への障害は決して少なくないようである。韓国民法典審議当時から同姓不婚制撤廃運動を指導してこられた「韓国家族法律相談所」の創立者であり所長でもある李兌栄博士が「同姓不婚制が廃棄されない真の理由は、選挙区の老人たちや儒林の顔色を無視することのできない国会議員たちの体質によるものである」と論破された如く、韓国社会における社会倫理や家族制度などに関する問題については、いまだに老人主導型、男性優位型から脱皮していないところにその問題点があるので、はなかるるか。

三 離婚の増加

韓国社会は第二次大戦の終結を契機として始めて民主主義という近代思潮に接することができた。政治経済の面においてはいうまでもなく、社会的な面、特に家族秩序においては男女平等思想のひろがりによって、大いなる転機に遭遇した。終戦後から一九六〇年代前半までの傾向としては、閉鎖された社会から解放された婦人たちの職場への進出とそれに伴う性的頹廢の風潮によって、著しい離婚の増

加がみられた。⁸⁾そして六〇年代後半から八〇年代前半においても、離婚は以然として増加の傾向を示している。

その要因の第一は婚姻においての同意年令の低下と恋愛婚の増加である。婚姻同意年令の引下げを決して非とするものではないが、成年者の婚姻における父母の同意権の不要は、若年層の婚姻を容易ならしめた大きな要因であることは否めない。また韓国の近代化政策の推進によって、農村の青年男女の労働者が都市周辺に集中するようになり、若い男女の出合いが頻繁になれば気の合った者どうしが結合するのは自然の成行きであろう。このような現象は農村に居る父母の干渉を受けることなく比較的簡単に婚姻ができるようになった。婚姻が簡単になされるということは逆に離婚も簡単にできるということでもある。すなわち、若年層の多くの恋愛婚の場合、配偶者選択に際しての配慮が充分になされていないところから、婚姻後、短期間のうちに離婚という事態に至る場合が多い。このような現象について金容俊ソウル家庭法院院長の「婚姻の純潔性と家庭にたいする確固たる信念がないにもかかわらず、あまりにも簡単に出会い、そして急いで結婚するところに、今日の離婚増加の真因がある」という指摘は示唆に富むものがある。

第二の要因は物質万能主義の蔓延と性的頹廢である。韓国の近代化政策の成功は、確かに国民所得の増加と生活の

向上をもたらしした。その結果伝統的価値観の変化によって、

裁判離婚の主な内容表

年度	件数	不貞	悪意の遺棄	その他	一年以内の離婚件数
1981	13,235	7,006 (52.9%)	2,263 (17%)	3,135	470
1982	12,730	6,021 (47.6%)	2,470 (19.4%)	4,239	946
1983	15,236	7,259 (47.6%)	3,352 (22%)	4,625	1,100
1984	19,426	8,846 (45.5%)	4,332 (21.7%)	6,248	1,671
1985 (11日まで)	21,031				2,145

資料は大韓民国『司法年鑑』

拜金主義や功利主義が蔓延し、婚姻生活においても、李兌榮博士が言われるように「人格を認め合って相手を決めるのではなく、物質を求めて相手を決め、そして物質が満足しないと婚姻も破綻する」のである。紙数の制限により詳細は差控えるが、別表のように離婚件数の半数近くが「不貞」を原因としている。また、韓国における「悪意の遺棄」というのは、多くの

場合その要因が不貞にあることは否めない。したがって「不貞」と「悪意の遺棄」の二つの離婚原因を合せると、実に離婚数の七〇％近くを占めていることになる。この現象は如何に性的に頹廢しているかを察するに余りあるものがある。詳細なる統計的数字とその分析については他の紙面を借りることにする。

- (1) 崔龍基「韓国民法典と同族共同体」、『法律時報』、昭和四八年一月号。
- (2) 婦人一人当りの平均出産児数が一九六四年に六名であったが、七八年には二・七名に減少。
- (3) 拙稿、前掲参照。
- (4) 朴正熙少将(後に大統領)を中心とした軍人たちによってつくられ、三権を統合した国家最高機関。
- (5) 慎道煥議員の提案説明の際の発言(第九八回国会法制司法委員会々議録二七号)。李文雄ソウル大学教授や韓国の各報道機関でもこのように発表された。
- (6) 筆者が直接面談した某議員の発言。
- (7) 一九八〇年政変により民主正義党が与党となる。
- (8) 拙稿、前掲参照。

(明治大学・法社会学)